平成２２年（フ）第１４９１７号
東京都小平市喜平町３丁目３－４－506
破産者　岡田　紀洋
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４９３５号
東京都東大和市清原２丁目１－８－507
破産者　服部安代・石井安代こと　金　　安代
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０３１号
東京都東久留米市浅間町３丁目15―17　テイワイコーポＡ室
破産者　市原　政子
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０７９号
東京都新宿区新宿６丁目18－４－101
破産者　細田　清士
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５１６９号
東京都練馬区石神井台４丁目５－11－302
破産者　中村　惠子
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５１８３号
東京都新宿区上落合３丁目14－２－205
破産者　後藤　英雄
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５１８４号
東京都板橋区常盤台２丁目27－２－203
破産者　高嶋美智子
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５２３５号
東京都国分寺市西恋ヶ窪１丁目43－１－105
破産者　渡邉　正一
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５２５３号
埼玉県新座市野火止４丁目９－33　メイプルタウン新座Ｖ　102
破産者　原　栄一郎
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５２５７号
埼玉県春日部市中央７丁目３－10－102
破産者　横澤　浩次
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５３４７号
東京都練馬区貫井５丁目20－22
破産者　紀陸　幸子
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１号
千葉県松戸市馬橋1880番地の３　ヴェルデハイム205号
破産者　松田　健次
1　決定年月日　平成22年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２０４号
千葉県柏市南逆井２丁目３番２号
破産者　有限会社美建工業
1　決定年月日　平成22年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３９３号
千葉県柏市増尾３丁目３番７号
破産者　小松建設工業株式会社
1　決定年月日　平成22年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３９４号
千葉県我孫子市中峠1407番地の６、開始決定時の住所千葉県柏市増尾３丁目３番７号
破産者　小松崎六合利
1　決定年月日　平成22年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３９６号
千葉県我孫子市中峠1407番地の６、開始決定時の住所千葉県柏市増尾３丁目３番７号
破産者　小松崎六合雄
1　決定年月日　平成22年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５９９号
千葉県松戸市八ケ崎４丁目13番地　市営住宅２－109
破産者　森　まさ子
1　決定年月日　平成22年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６４３号
千葉県松戸市常盤平２丁目23番地常盤平公団住宅１街区８棟401号
破産者　児珠麻記子
1　決定年月日　平成22年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第２３８４５号
東京都葛飾区東新小岩７丁目26－21－102
破産者　高橋千賀子
1　決定年月日　平成22年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２９０４号
長野県諏訪市沖田町３丁目45番地
破産者　南信トーヨー住器株式会社
1　決定年月日　平成22年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７１８７号
東京都新宿区新宿２－７－３－1007、住民票上の住所東京都新宿区四谷４丁目６－１－711
破産者　馬場　道子
1　決定年月日　平成22年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部